

令和4年度 第1回かすみがうら市地域公共交通会議

議 事

報告第1号 令和3年度地域公共交通計画事業評価

報告第2号 タクシー利用料金助成事業、高齢者運転免許証自主返納支援事業の
申請と決定にかかる押印の廃止について

承認第1号 令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

承認第2号 令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

議案第1号 かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱改正について

かすみがうら市地域公共交通会議構成員 名簿

該当	No.	団体名	役職名	氏 名
第 1 号	1	かすみがうら市	市長(会長)	坪井 透
第 2 号	2	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	國下 裕司
	3	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	牧瀬 成博
	4	茨城県政策企画部交通政策課	交通政策課長	寺田 明弘
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課長	原 伸行
	6	茨城県土浦警察署	交通課長	湯本 学
第 3 号	7	関鉄グリーンバス (株)	代表取締役社長	白鳥 賢
	8	関鉄観光バス (株)	本社営業センター長	大塚 英明
	9	(有) 千代田タクシー	代表取締役	染谷 雄一郎
	10	(有) 美並タクシー	代表取締役	臼井 忠
	11	霞ヶ浦交通 (株)	代表取締役	島田 豊
	12	(有) まゆ観光	代表取締役	大橋 孝一
	13	(有) 神立観光	代表取締役	斉藤 日出夫
	14	(有) 鶴観光バス	代表取締役	鶴町 乙比古
第 4 号	15	(一社) 茨城県バス協会	専務理事	川上 敬一
	16	(一社) 茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透
第 5 号	17	関東鉄道 (株) 労働組合	書記長	中村 正之
第 6 号	18	かすみがうら市議会	議長	岡崎 勉
第 7 号	19	かすみがうら市区長会	会長	西尾 晴男
	20	かすみがうら市老人クラブ連合会	会長	佐藤 俊治
	21	かすみがうら市 P T A 連絡協議会	会長	茅根 剛
	22	かすみがうら市商工会	会長	川井 義久
	23	地域女性団体連絡会	会長	斉藤 二三子
第 8 号	24	筑波大学大学院システム情報工学研究科	教授	谷口 綾子
第 9 号	25	土浦市	都市政策部長	船沢 一郎
	26	行方市	企画部長	高須 敏美
	27	かすみがうら市	市長公室長	槌田 浩幸
	28	かすみがうら市	保健福祉部長	幕内 浩之
	29	かすみがうら市	都市建設部長	根本 和幸
	30	かすみがうら市	産業経済部長	松延 孝之
	31	かすみがうら市	教育部長	坂本 重男

<地域公共交通計画の評価等結果の様式>

かすみがうら市地域公共交通計画の評価等結果（令和3年4月～4年3月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
①中心市街地へのアクセス向上 千代田神立ラインの利用者数 10,000人/年	広報誌での千代田神立ラインの周知	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	10,011人/年（前年比122.8%） 前年度より利用者数が増加している。 令和元年10月に運行を開始し、周知が図れてきたものと考えられる。	・土浦協同病院～神立駅間の利用者が増加している。 ・市街地循環の利用者増加を図るため令和4年4月より新ルートで運行を開始している。 ・新しいルートは買い物需要に重点を置き、商業施設が立ち並ぶ県道197号線及び神立駅から千代田ショッピングモールへつながる神立停車場線を通過するようルートとしている。	
②公共交通の必要性が高い主体の移動性の確保・充実 デマンド型乗合タクシーの延べ乗車人数 8,655人/年	web予約の導入と周知チラシの配布	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	4,440人/年（前年比84.5%） 新型コロナウイルス感染症の影響により主な利用者である高齢者の外出控えにより前年度より利用者数が減少している。	・令和3年度は登録や専用パンフレットの作成を実施し周知に努めた。今年度も継続して実施する。	
③広域連携の維持・推進 霞ヶ浦広域バスの利用者数 36,500人/年 スクールバス販売枚数 20枚/月	沿線の中学三年生へ霞ヶ浦広域バスとスクールバスの周知チラシとノベルティの配布	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	25,666人/年（前年比122.9%） 前年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が激減していたこともあり前年より増加しているものの、以前の水準には戻っていない。 131枚/年（前年比354.1%）月平均10.9枚	・通勤・通学者へ向けての広報周知の強化を行う。合わせてスクールバスの周知も実施 ・観光客等新たな利用者層の掘り起こしを実施	

④多様な交通機関相互の連携強化 既存交通・新技術を活用した実証実験 1事例以上実施 タクシー利用料金助成事業の利用枚数 1,050枚/年	・既存交通・新技術を活用した実証実験の研究 ・タクシー利用料金助成事業と要援護高齢者等福祉タクシー事業の再編 ・利用可能事業者の拡充	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	実証実験回数 0回 助成券 3,399枚/年（前年比400.8%） タクシー利用助成券と要援護高齢者等福祉タクシーの再編によって利用枚数が増加している。	・当市地域課題の解決の可能性がある新技術を活用した公共交通の研究を行う。	
⑤公共交通を支える体制づくり 霞ヶ浦広域バス 収支率67% 千代田神立ライン収支率18% デマンド型乗合タクシー 収支率20%	・霞ヶ浦広域バス、千代田神立ライン 周知、広報による利用者増加によって収支率の向上 ・デマンド型乗合タクシー運賃改定による収支率の向上	バス事業者の及び市公共交通会議が有するデータを用いて計測	霞ヶ浦広域バス 収支率42.9%（前年比115.9%） 千代田神立ライン 収支率15.1%（前年比122.8%） デマンド型乗合タクシー 収支率8.4%（前年比178.7%）	・前年に引き続き広報周知によるバス利用者数の増加を図る。 ・バス待ち環境の整備等利便性の向上を図る。 ・各収支率とも前年度より改善しているが、デマンド型乗合タクシーについては利用者数が減少しているため、利用者数の増加につながる施策が必要	

（記載に当たっての留意事項）

- ・ 本様式中、表題の「（〇年〇月～〇年〇月）」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「－」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。

報告第 2 号

タクシー利用料金助成事業、高齢者運転免許証自主返納支援事業の

申請と決定にかかる押印の廃止について

1 改正の目的

かすみがうら市では行政手続における市民の負担軽減と利便性向上につなげるための規制緩和と受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化を推進して行政サービスの向上を目指すため、全庁的な行政手続の見直しを実施し、条件に合致する申請書等における押印及び公印の押印の省略が可能となりました。

このことから、市交通会議においても市に準じてかすみがうら市タクシー利用料金助成事業、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請と決定にかかる押印を廃止するものです。

2 改正の概要

かすみがうら市タクシー利用料金助成事業

様式第 1 号（申請書）：申請者の押印省略

様式第 3 号（不交付決定通知書）：かすみがうら市公共交通会議会長の印の押印省略

※様式第 3 号については（公印省略）を記載

かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業

様式第 1 号（申請書）：申請者の押印省略

様式第 2 号（かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書）：かすみがうら市公共交通会議会長の印の押印省略

※様式第 2 号については（公印省略）を記載

承認第1号

令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

1 会議

第1回 (書面協議)

報告日 令和3年4月30日(金)

- 内 容
- ・令和2年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について
 - ・令和2年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について
 - ・令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について
 - ・令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について
 - ・かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

第2回 (書面協議)

報告日 令和3年6月25日(金)

- 内 容
- ・令和4年度かすみがうら市生活交通確保維持改善計画(案)について

第3回

日 時 令和3年12月23日(木) 午後1時30分～

場 所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 2階 第1会議室

- 内 容
- ・千代田神立ラインに係るルートの一部変更について
 - ・かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業要綱の一部改正について
 - ・かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部改正について
 - ・デマンド型乗合タクシーの利用状況について
 - ・デマンド型乗合タクシーのweb予約システム導入について

第4回 (書面協議)

報告日 令和4年2月24日(木)

- 内 容
- ・令和4年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について
 - ・令和4年度地域公共交通運行計画(案)について
 - ・令和4年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について
 - ・かすみがうら市高齢者運転免許証自主変更支援事業要綱の一部改正について

2 霞ヶ浦広域バス

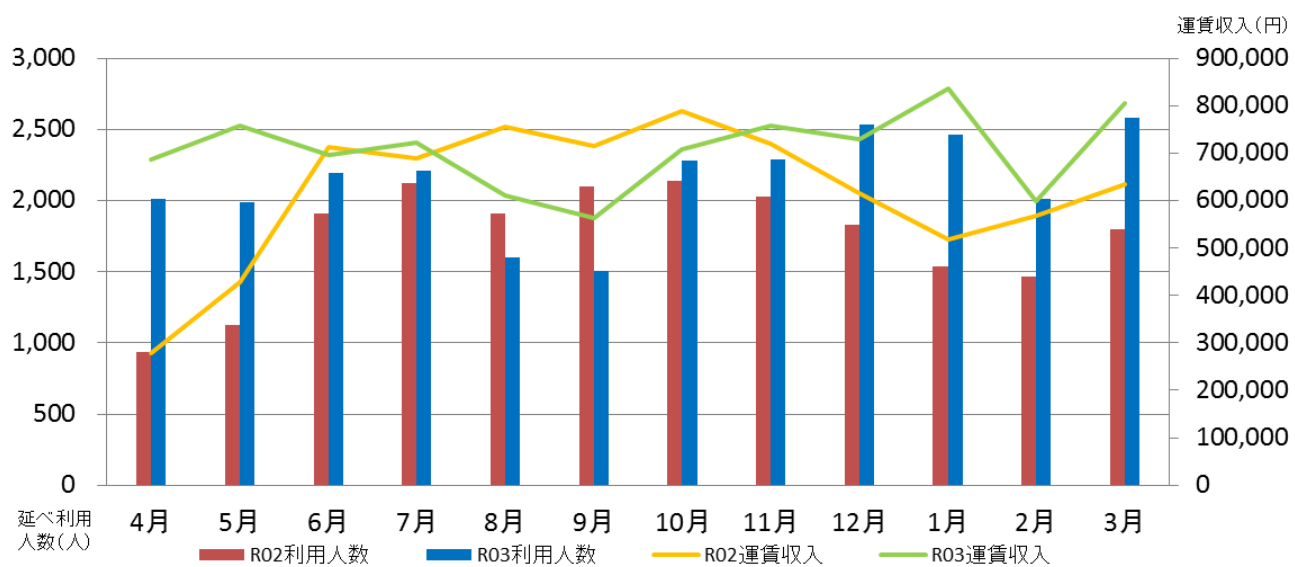
(1) 霞ヶ浦広域バス運行状況（令和3年4月～令和4年3月）

▷ 運行区間 土浦駅から玉造駅（1日5往復）

▷ 利用者数 (): 前年度実績

月	運行日数 (日)	延べ利用者数 (人)	1日平均利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)
4月	30 (30)	2,014 (935)	67.1 (31.2)	687,371 (277,347)
5月	31 (31)	1,989 (1,127)	64.2 (36.4)	757,275 (427,263)
6月	30 (30)	2,192 (1,905)	73.1 (63.5)	695,918 (713,469)
7月	31 (31)	2,212 (2,119)	71.4 (68.4)	721,591 (687,982)
8月	31 (31)	1,598 (1,908)	51.5 (61.5)	610,185 (756,106)
9月	30 (30)	1,503 (2,099)	50.1 (70.0)	562,033 (713,871)
10月	31 (31)	2,281 (2,141)	73.6 (69.1)	707,426 (789,420)
11月	30 (30)	2,290 (2,026)	76.3 (67.5)	757,862 (719,901)
12月	31 (31)	2,534 (1,829)	81.7 (59.0)	728,789 (616,150)
1月	31 (31)	2,462 (1,534)	79.4 (49.5)	835,089 (517,668)
2月	28 (28)	2,011 (1,465)	71.8 (52.3)	599,641 (568,582)
3月	31 (31)	2,580 (1,797)	83.2 (58.0)	804,593 (634,725)
計	365 (365)	25,666 (20,885)	70.3 (57.2)	8,467,773 (7,422,484)

▷ 利用者及び運賃収入の推移



(2) 霞ヶ浦広域バスWi-Fi利用状況

▷ 概要

バス利用者の利便性向上を図るため、バス車内において無料Wi-Fiサービスを提供している。

▷ Wi-Fi延べ利用人数

() : 前年度実績

区分	Wi-Fi 延べ利用者数 (人) A	Wi-Fi利用率 (A/延べバス利用者)
4月～3月	1,444	5.6%
	(1,568)	(7.5%)

▷ Wi-Fi利用者の内訳

▶ 性別

男性 55.0%、女性 45.0%、不明 0%

▶ 年代別 (上位)

① 10代 (37.9%)

② 20代 (26.8%)

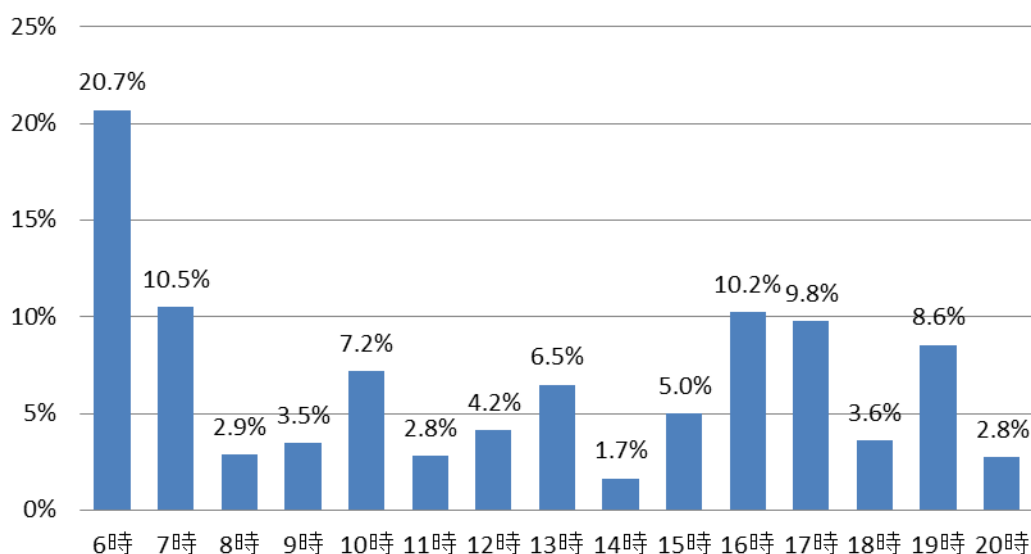
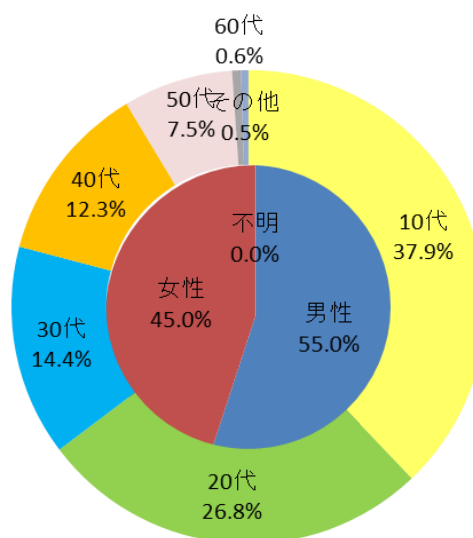
③ 30代 (14.4%)

▶ アクセス時間帯 (上位)

① 6時台 (20.7%)

② 7時台 (10.5%)

③ 16時台 (10.2%)



(3) スクールパス (令和3年4月～令和4年3月)

▷ 発売枚数及び販売金額

() : 前年度実績

月	発売枚数 (枚)	販売枚数内訳		発売金額 (円)
		1 か月	3 か月	
4 月	13 (1)	12 (1)	1 (-)	150,000 (10,000)
5 月	20 (-)	18 (-)	2 (-)	240,000 (-)
6 月	15 (3)	13 (3)	2 (-)	190,000 (30,000)
7 月	12 (4)	12 (4)	- (-)	120,000 (40,000)
8 月	7 (5)	6 (4)	1 (1)	90,000 (70,000)
9 月	10 (5)	8 (5)	2 (-)	140,000 (50,000)
10 月	10 (3)	10 (3)	- (-)	100,000 (30,000)
11 月	15 (4)	13 (3)	2 (1)	190,000 (60,000)
12 月	8 (-)	8 (-)	- (-)	80,000 (-)
1 月	8 (8)	7 (7)	1 (1)	100,000 (100,000)
2 月	7 (3)	6 (2)	1 (1)	90,000 (50,000)
3 月	6 (1)	6 (1)	- (-)	60,000 (10,000)
合計	131 (37)	119 (33)	12 (4)	1,550,000 (450,000)

3 千代田神立ライン

(1) 千代田神立ライン運行状況（令和3年4月～令和4年3月）

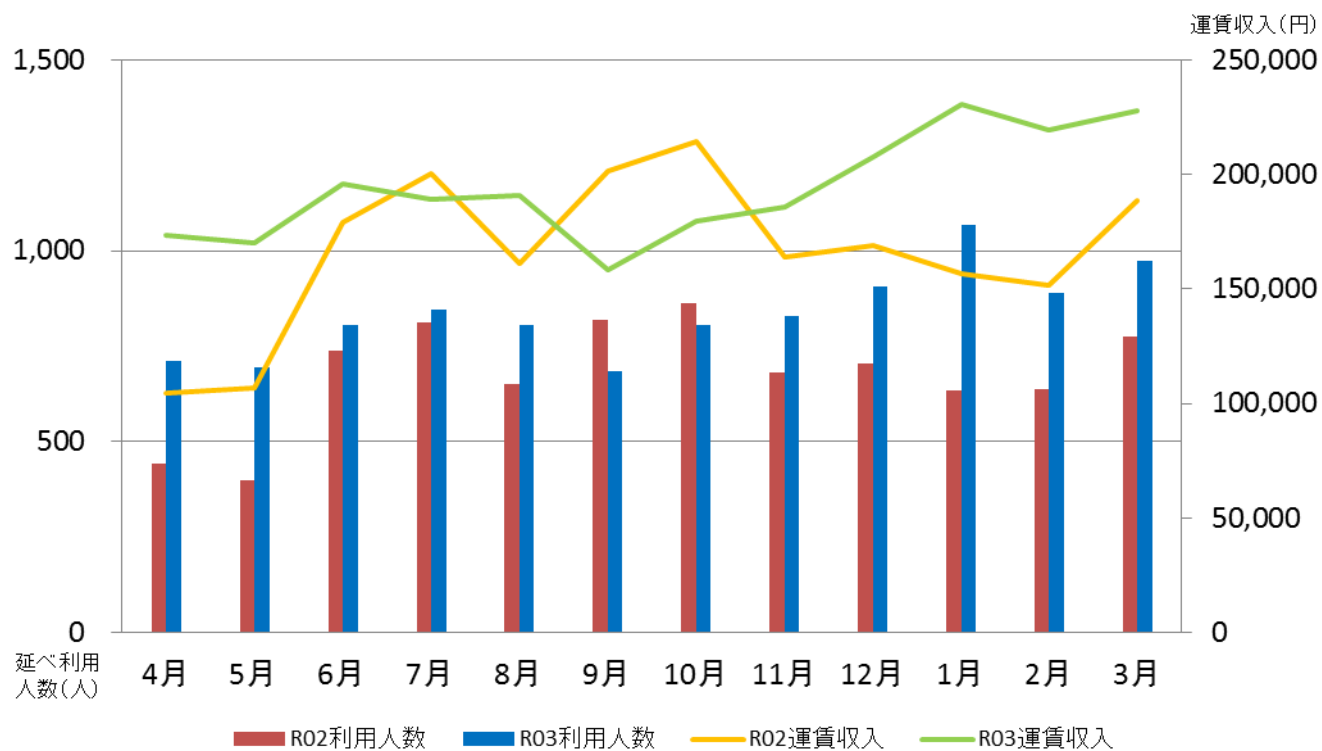
▷ 運行区間 神立駅西口から土浦協同病院（1日16便）

▷ 利用者数 (): 前年度実績

月	運行日数 (日)	延べ利用者数 (人)	1日平均利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)
4月	30 (30)	710 (443)	23.7 (14.8)	173,282 (104,439)
5月	31 (31)	694 (400)	22.4 (12.9)	170,121 (106,614)
6月	30 (30)	805 (737)	26.8 (24.6)	195,717 (178,883)
7月	31 (31)	846 (811)	27.3 (26.2)	189,371 (200,503)
8月	31 (31)	804 (650)	25.9 (21.0)	190,606 (160,868)
9月	30 (30)	683 (817)	22.8 (27.2)	158,328 (201,699)
10月	31 (31)	804 (863)	25.9 (27.8)	179,543 (214,495)
11月	30 (30)	829 (681)	27.6 (22.7)	185,915 (163,891)
12月	31 (31)	907 (704)	29.3 (22.7)	207,392 (169,165)
1月	31 (31)	1,066 (634)	34.4 (20.5)	230,825 (156,604)
2月	28 (28)	889 (637)	31.8 (22.8)	219,411 (151,758)
3月	31 (31)	974 (776)	31.4 (25.0)	227,505 (188,347)
計	365 (365)	10,011 (8,153)	27.4 (22.3)	2,328,016 (1,997,266)

※令和元年10月から運行開始

▷利用者及び運賃収入の推移



(2) 千代田神立ラインWi-Fi利用状況

▷概要

バス利用者の利便性向上を図るため、バス車内において無料Wi-Fiサービスを提供している。

▷Wi-Fi延べ利用人数

() : 前年度実績

区分	Wi-Fi 延べ利用者数 (人) A	Wi-Fi利用率 (A/延べバス利用者)
4月～3月 (前年度は10月～3月)	428 (358)	4.3% (4.4%)

▷Wi-Fi利用者の内訳

▶性別

男性 41.6%、女性 55.1%、不明 3.3%

▶年代別（上位）

① 10代 (37.9%)

② 20代 (26.8%)

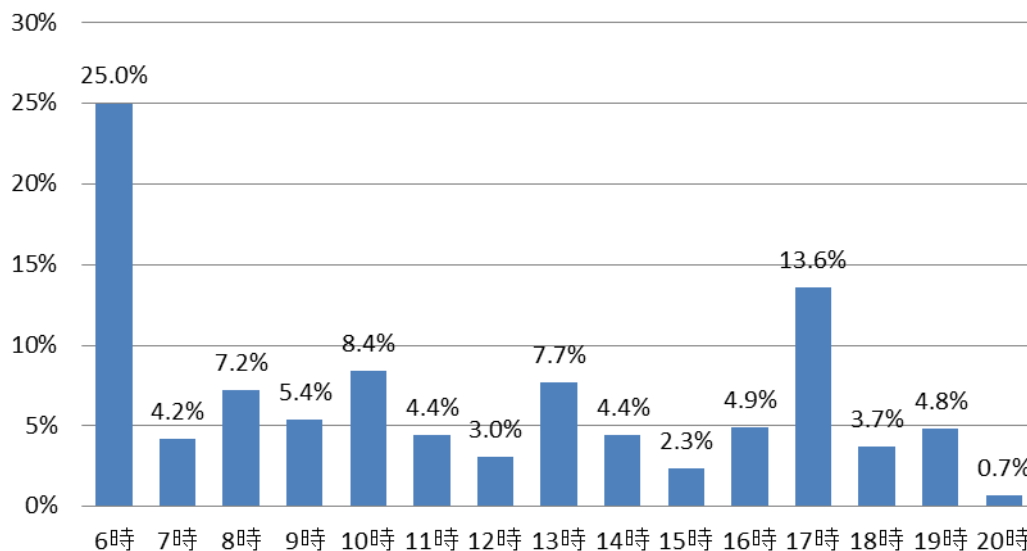
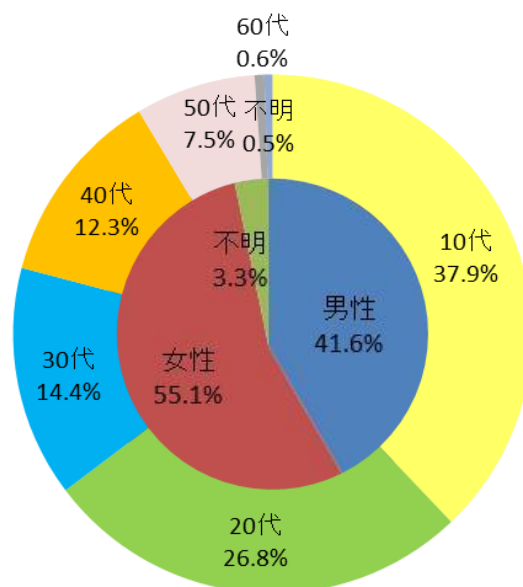
③ 30代 (14.4%)

▶アクセス時間帯（上位）

① 6時台 (25.0%)

② 17時台 (13.6%)

③ 10時台 (8.4%)



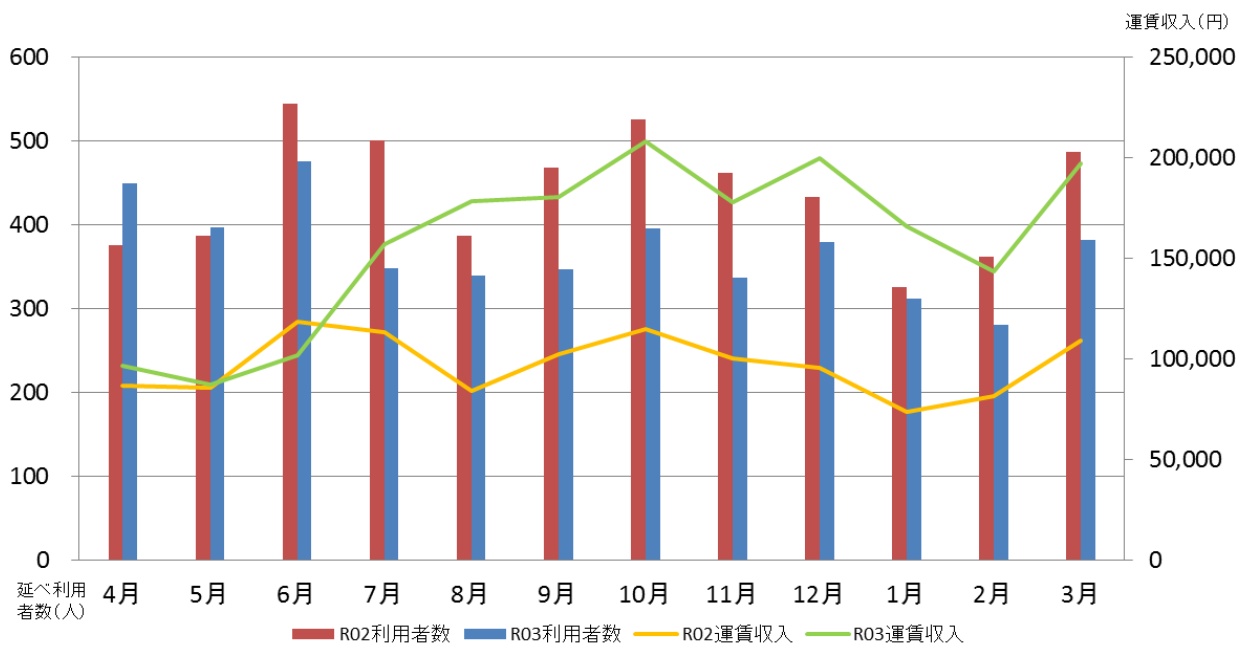
4 デマンド型乗合タクシー運行状況（令和3年4月～令和4年3月）

▷運行事業者：美並タクシー（運行台数2台）、千代田タクシー（運行台数1台）

▷利用者数（ ）：前年度実績

月	運行日数 (日)	延べ 利用者数 (人)	1日平均 利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)	回数券収入 (円)
4月	21 (21)	449 (375)	21.4 (17.9)	96,400 (86,800)	108,600 (96,400)
5月	18 (18)	397 (387)	22.1 (21.5)	87,000 (85,800)	79,400 (95,400)
6月	22 (22)	475 (544)	21.6 (24.7)	101,800 (118,400)	115,800 (152,000)
7月	20 (21)	348 (500)	17.4 (23.8)	186,900 (113,000)	190,700 (71,200)
8月	20 (18)	339 (387)	17.0 (21.5)	178,500 (83,800)	186,500 (109,200)
9月	20 (20)	347 (468)	17.4 (23.4)	180,300 (102,200)	164,300 (103,800)
10月	21 (22)	395 (525)	18.8 (23.9)	208,200 (114,800)	242,000 (97,400)
11月	20 (19)	337 (461)	16.9 (24.3)	177,600 (100,200)	171,400 (109,300)
12月	20 (20)	379 (433)	19.0 (21.7)	199,800 (95,600)	203,300 (91,100)
1月	19 (19)	312 (325)	16.4 (17.1)	165,600 (73,400)	151,500 (89,200)
2月	18 (18)	280 (361)	15.6 (20.1)	143,400 (81,600)	160,200 (98,200)
3月	22 (23)	382 (487)	17.4 (21.2)	172,800 (109,000)	187,800 (91,800)
計	241 (241)	4,440 (5,253)	18.4 (21.7)	1,898,300 (1,164,600)	1,961,500 (1,205,000)
計 内 訳					
美並 タクシー	241 (241)	2,600 (3,307)	10.8 (13.7)	1,101,900 (730,000)	1,130,500 (734,000)
千代田 タクシー	241 (241)	1,840 (1,946)	7.6 (8.1)	796,400 (434,600)	825,000 (471,000)

▷利用者及び運賃収入の推移



5 タクシー利用助成事業利用状況（令和3年4月～令和4年3月）

▶助成券交付者数 244 人（霞ヶ浦地区 55 名、千代田地区 189 名）

▶利用枚数 () : 前年度実績

月	助成券 (枚)	相乗券 (枚)	合計 (枚)
4 月	230 (21)	0 (0)	230 (21)
5 月	246 (46)	0 (0)	246 (46)
6 月	342 (60)	0 (2)	342 (62)
7 月	337 (84)	0 (4)	337 (88)
8 月	274 (75)	0 (0)	274 (75)
9 月	285 (78)	0 (0)	285 (78)
10 月	311 (103)	0 (1)	311 (104)
11 月	290 (66)	0 (0)	290 (66)
12 月	286 (78)	0 (2)	286 (80)
1 月	244 (74)	0 (3)	244 (77)
2 月	248 (71)	0 (1)	248 (72)
3 月	306 (92)	0 (2)	306 (94)
計	3, 399 (848)	0 (15)	3, 399 (863)

タクシー事業者内訳

美並 タクシー	502 (200)	0 (5)	502 (205)
千代田 タクシー	1,424 (648)	0 (10)	1,424 (658)
神立 ハイヤー	846 (0)	0 (0)	846 (0)
その他	627 (0)	0 (0)	627 (0)

※令和３年度は助成金額の増額により相乗り券は廃止となっております。

6 高齢者運転免許自主返納支援事業(令和3年4月～令和4年3月)

▷利用者数及び助成額

() : 前年度実績

月	人数(人)	助成額(円)
4 月	15 (4)	300,000 (80,000)
5 月	11 (5)	220,000 (100,000)
6 月	6 (8)	120,000 (160,000)
7 月	9 (9)	180,000 (180,000)
8 月	7 (6)	140,000 (120,000)
9 月	7 (9)	140,000 (180,000)
10 月	7 (7)	140,000 (140,000)
11 月	11 (5)	220,000 (100,000)
12 月	8 (10)	160,000 (200,000)
1 月	6 (7)	120,000 (140,000)
2 月	13 (11)	260,000 (220,000)
3 月	10 (14)	200,000 (280,000)
合計	110 (95)	2,200,000 (1,900,000)

承認第2号 令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

① 収入の部 (単位:円)

款	項	目		令和3年度決算(A)	本年度予算	流用額	令和3年度当初予算(B)	比較(A-B)	摘要
1負担金	1負担金	1負担金		42,706,428	54,743,800		54,743,800	▲ 12,037,372	市からの負担金
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金		100,000	0		0	100,000	令和3年度地域公共交通利用促進等事業助成金
4諸収入	1使用料	1使用料		1,961,500	4,721,000		4,721,000	▲ 2,759,500	乗合タクシー回数券売上
	2預金利子	1預金利子		334	200		200	134	
	3雑入	1雑入		6,305	3,000		3,000	3,305	スクールバス回数券売上手数料
計				44,774,567	59,468,000		59,468,000	▲ 14,693,433	

② 支出の部 (単位:円)

款	項	目	節	令和3年度決算(A)	本年度予算	流用額	令和3年度当初予算(B)	比較(A-B)	摘 要
1総務費	1総務管理費	1会議費	報償費	50,000	356,000		356,000	▲ 306,000	委員謝金
			食糧費	7,050	12,000		12,000	▲ 4,950	飲料(交通会議)
		2事務費	消耗品費	14,079	100,000		100,000	▲ 85,921	
			通信運搬費	133,764	241,000		241,000	▲ 107,236	会議通知等
			手数料	13,200	14,000		14,000	▲ 800	振込手数料、回数券払い戻し
2事業費	1事業費	1事業費	人件費	2,018,433	2,105,000		2,105,000	▲ 86,567	オペレーター賃金
			旅費	5,233	24,000		24,000	▲ 18,767	
			印刷製本費	818,048	890,000		890,000	▲ 71,952	スクールバスPRチラシ・公共交通利用ガイド等
			役務費	57,141	120,000		120,000	▲ 62,859	オペレーター電話料
			委託料	23,585,100	28,403,000	▲ 181,000	28,584,000	▲ 4,998,900	乗合タクシー運行事業委託・オンデマンドシステム管理業務委託、小型ノンステップバス補修
			使用料及び賃借料	158,400	159,000		159,000	▲ 600	会計年度任用職員管理システム使用料
			負担金、補助金及び交付金	17,736,739	26,648,000		26,648,000	▲ 8,911,261	霞ヶ浦広域バス運行事業費補助金・高齢者運転免許自主返納支援事業費
			償還金、利子及び割引料	1,600	15,000		15,000	▲ 13,400	
			物品購入費	175,780	181,000	181,000	0	175,780	バス待ち環境整備:抗ウイルスベンチ購入 ※委託料から181,000円流用
3予備費	1予備費	1予備費	予備費	0	200,000		200,000	▲ 200,000	
計				44,774,567	59,468,000		59,468,000	▲ 14,693,433	

収入合計 44,774,567
支出合計 44,774,567
差引残額 0

監査報告書

令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算について、関係帳簿及び証拠書類に基づき、令和4年5月9日及び令和4年5月9日に会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認める。

令和4年5月9日

かすみがうら市地域公共交通会議

監査員

茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事

服部 透

監査員

かすみがうら市区長会長

西尾 晴男

議案第 1 号

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1 改正の目的

- ・ 会長職務代理者の指定

現在職務代理者は設置要綱第 7 条 3 項会長に事故がある場合には、予め会長が指名する者がその職務を代理する。と記載されておりますが事故がない場合でも市長公室長が職務代理をすることがあるため、設置要綱に明記するものです。

2 改正の概要

- ・ 職務代理者を市長公室長が務める旨を記載

3 新旧対照表

新	旧
第 7 条 1 ～ 2 (略) 3 かすみがうら市市長公室長を職務代理者とする。	第 7 条 1 ～ 2 (略) 3 会長に事故がある場合には、予め会長が指名する者がその職務を代理する。
附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。	

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関することを行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市上土田461番地かすみがうら市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (3) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 国及び県の関係行政機関
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市議会議長
- (7) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (8) 学識経験者
- (9) その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議に次の役員をおく

- (1) 会長 1 人
- (2) 監査員 2 人

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 かすみがうら市市長公室長を職務代理者とする。

4 交通会議は会長が招集し、会長が議長となる。

5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、かすみがうら市市長公室政策経営課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月 9日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月15日から施行する。

この要綱は、平成21年 7月15日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和3年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和4年 4月 1日から適用する。